

平成 21 年 7 月 24 日

各 位

**船 井 電 機 株 式 会 社**  
代 表 者 名 執 行 役 社 長 林 朝 則  
(コ-ド番号 6839 東証・大証第一部)  
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 高 中 直 幸  
( T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5 )

## タックスハイブン対策税制適用に基づく 更正処分に対する審査請求の結果について

当社は、平成 21 年 7 月 23 日、大阪国税不服審判所より、タックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する審査請求の裁決書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、平成 20 年 6 月 16 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスハイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成 20 年 8 月 6 日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成 20 年 11 月 14 日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起しておりましたが、今般、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。

当社といたしましては、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張していく所存であります。現在、大阪地方裁判所では、前回（平成 17 年 6 月 28 日付）のタックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟と併合して審理が行われております。

なお、本件が当社の平成 22 年 3 月期の業績に与える影響はありません。

以 上

（ご参考）：平成 20 年 8 月 6 日発表プレスリリース

「タックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する審査請求について」

（ご参考）：平成 20 年 11 月 14 日発表プレスリリース

「タックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する取消請求訴訟の提起について」

(ご参考)

# Press Release



平成 20 年 8 月 6 日

各 位

## 船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執 行 役 社 長 林 朝 則

( コ - ド 番 号 6839 東 証 ・ 大 証 第 一 部 )

問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 高 中 直 幸

( T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5 )

### タックスヘイブン対策税制適用に基づく 更正処分に対する審査請求について

当社は、平成 20 年 6 月 16 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を受領いたしました。前回（平成 17 年 6 月 28 日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、同様の更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。従いまして、当社は、本日、大阪国税不服審判所に対し審査請求を行いましたので、お知らせいたします。

なお、この更正処分の対象期間は平成 17 年 3 月期から平成 19 年 3 月期の 3 年間であり、更正を受けた所得金額は 339 億円、追徴税額は法人税、住民税及び事業税を含め合計 150 億円（附帯税を含め 168 億円）と試算されます。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 63 号）に従い、平成 21 年 3 月期第 1 四半期において、「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

以 上

(ご参考)

## Press Release



平成 20 年 11 月 14 日

各 位

### 船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執行役社長 林 朝 則  
(コード番号 6839 東証・大証第一部)  
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 高 中 直 幸  
( T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5 )

### タックスヘイブン対策税制適用に基づく 更正処分に対する取消請求訴訟の提起について

当社は、平成 20 年 6 月 16 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を受領いたしました。前回（平成 17 年 6 月 28 日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、同様の更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではありませんので、当社は、平成 20 年 8 月 6 日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。

審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから 3 ヶ月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、本日、大阪地方裁判所に対し更正処分の取消請求訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この更正処分の対象期間は平成 17 年 3 月期から平成 19 年 3 月期の 3 年間であり、更正を受けた所得金額は 339 億円、追徴税額は法人税、住民税及び事業税を含め合計 150 億円（附帯税を含め 168 億円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 63 号）に従い、平成 21 年 3 月期第 1 四半期において、「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

以 上